

議第198号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額を次のように定める。

平成28年 9月21日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

損 害 賠 償 額		708,096円
事 故 の 概 要	種 別	道路上でのスリップ事故
	発 生 年 月 日	平成28年 1月26日
	被 害 者	
	損 害 の 程 度	左 ^{しつ} 膝後十字靭 ^{じん} 帯断裂及び左 ^{しつ} 膝内側半月板損傷並びに普通自動 二輪車及びヘルメット等の破損

提案理由

損害賠償の額を定める必要があるので提案する。